

## 保佐人（補助人）の同意を要する行為の定め申立てについて

## 保佐人（補助人）に対する代理権付与の申立てについて

奈良家庭裁判所，管内支部・出張所

### 1 はじめに

#### 【保佐の場合】

被保佐人は民法13条1項各号規定の行為をするために保佐人の同意を得る必要がありますが、必要がある場合には、申立てにより被保佐人が民法13条1項各号規定の行為以外の行為をするにも保佐人の同意を得なければいけないと定めることができます（保佐人の同意権の拡張）。また、被保佐人のために、特定の法律行為について保佐人が代わって行うことができる旨の審判をすることができます（保佐人に対する代理権付与）。代理権付与の審判をするためには、被保佐人の同意が必要となります（民法876条の4第2項）。

#### 【補助の場合】

被補助人が特定の行為（民法13条1項各号規定の行為の一部に限られます）をするためには補助人の同意を得なければならないと定めることができます（補助人に対する同意権付与）。また、被補助人のために、特定の法律行為について補助人が代わって行うことができる旨の審判をすることができます（補助人に対する代理権付与）。同意権付与、代理権付与の審判をするためには被補助人の同意が必要となります（民法17条2項，876条の9第2項）。また、補助開始の審判をするためには、同意権付与又は代理権付与の審判のうち少なくとも1つを同時にする必要があります（民法15条3項）。

### 2 申立てに当たって必要なもの

- 申立書
  - 収入印紙800円（申立書に貼付）
  - 郵便切手\*……奈良地方・家庭裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/nara/>）から「裁判手続を利用する方へ」>「手続案内」>郵便切手等一覧の「成年後見等事件」のとおりご用意下さい。
  - 登記手数料としての収入印紙1400円分（申立書に貼付しない）\*
  - 成年後見登記事項証明書（開始審判時から登記事項に変更がある場合）
- \*の郵便切手及び収入印紙は、開始事件係属中に申し立てる場合は必要ありません。
- ※ 事案の内容によっては、これ以外の書類の提出をお願いする場合があります。

以上